

大田区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

	平成29年9月12日	29福高発第11102号区長決定
改正	平成30年2月27日	29福高発第12255号区長決定
改正	平成30年9月5日	30福高発第11104号部長決定
改正	令和元年9月9日	31福高発第10904号区長決定
改正	令和元年9月10日	31福高発第11006号部長決定
改正	令和2年2月12日	31福高発第11878号区長決定
改正	令和3年3月25日	2福高発第12564号区長決定
改正	令和4年9月26日	4福高発第11036号区長決定
改正	令和6年3月21日	5福高発第12294号区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険の被保険者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、法及び省令で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 事業対象者 第1号被保険者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 要支援認定を受けた者

イ 地域包括支援センターが実施する調査（基本チェックリスト（別記第1号様式）による質問及び回答の記入を行うことをいう。）の結果が、同様式に掲げるいずれかの基準に該当する者

(2) 事業委託者 介護予防等に資するサービス事業を大田区（以下「区」という。）との協働により着実に実施することが見込まれるものとして区長から当該サービス事業に関する委託又は助成を受けている者をいう。

(3) 指定事業者 法第115条の45の5及び大田区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱（平成28年2月10日付け27福介発第12418号区長決定）の規定に基づき第1号事業を行う事業者として指定を受けた者（この要綱に規定する総合事業を実施する者に限る。）をいう。

(4) 事業実施者 事業委託者及び指定事業者をいう。

(総合事業の種類等)

第3条 総合事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1号訪問事業

ア 生活力アップサポート 訪問介護員による利用者と共に行う生活援助を目的とした事業をいう。

イ 絆サポート 地域ボランティアによる生活援助を目的とした事業をいう。

ウ 元気アップリハ 訪問型の短期機能訓練を目的とした事業をいう。

(2) 第1号通所事業

ア はつらつ体力アップサポート 介護予防を目的として、あらかじめ定められた施設等において、機能訓練を中心に行う事業をいう。

イ いきいき生活機能アップサポート 介護予防を目的として、あらかじめ定められた施設等に

において、日常生活上における生活機能の向上を行う事業をいう。

(3) 第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。） 介護予防等を目的として、事業対象者の心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じた選択に基づき、前2号に規定する事業及び次号に規定する一般介護予防事業その他の事業が適切に包括的かつ効率的に行われるよう必要な支援を行う事業をいう。

(4) 一般介護予防事業 第1号被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業で別表に掲げるものをいう。

（実施主体等）

第4条 総合事業の実施主体は、区とする。

2 区長は、総合事業のうち、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める者に総合事業を実施させることができる。

(1) 前条第1号ア及び同条第2号に掲げる事業 指定事業者

(2) 前条第1号イ及びウに掲げる事業 事業実施者

(3) 介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センター。ただし、区長が認めたときは、居宅介護支援事業所

（対象者）

第5条 総合事業の利用対象者は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業並びに介護予防ケアマネジメント（以下「第1号事業」という。） 事業対象者

(2) 第3条第4号に掲げる事業 第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者

（基準等）

第6条 事業実施者は、総合事業を実施するに当たって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基準等を順守しなければならない。

(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業 別に定める基準

(2) 介護予防ケアマネジメント 法、省令その他関係法令等に基づく運営及び人員・設備等の基準並びに別に定める介護予防ケアマネジメントマニュアル

（第1号事業の利用の手続）

第7条 事業対象者は、第1号事業を利用しようとするときは、総合事業介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記第2号様式）により、区長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長が適当と認める場合は、前項の事業対象者に代わり、当該事業対象者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが届出を行うことができる。

（被保険者証等の発行）

第8条 区長は、前条の届出書の提出があったときは、当該事業対象者を受給者台帳に登録し、被保険者証等を発行するものとする。

（費用額等）

第9条 総合事業における事業実施者の費用額（以下「事業者費用額」という。）、事業対象者の負担額（以下「利用者負担額」という。）等は、別表に基づき算出した額とする。

（費用額の支給）

第10条 区長は、法第115条の45の3第6項の規定により、第3条第1号ア及び同条第2号に掲げる事業に係る事業者費用額の7割、8割又は9割相当額を東京都国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）83条に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）であって、同法第84条に基づき東京都知事の許可を受け設立された団体をいう。以下同じ。）への委託により、指定事業者に支給するものとする。

2 区長は、介護予防ケアマネジメントに係る事業者費用額を東京都国民健康保険団体連合会への委託により、又は直接に第4条第2項第3号に定める者に支給するものとする。

(高額介護予防サービス費相当事業費等)

第11条 区長は、事業対象者が第3条第1号ア及び同条第2号に掲げる事業を利用する際、法第52条第9号に規定する高額介護予防サービス費に相当する額(以下「高額介護予防サービス費相当事業費」という。)及び法第52条第9号の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額(以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業費」という。)を当該事業に係る利用者負担額から減額するものとする。

2 高額介護予防サービス費相当事業費及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の利用者負担段階、負担限度額等については、法第61条及び第61条の2の例による。

(償還払第1号事業支給費の支給)

第12条 事業対象者が第1号事業支給費に係る償還給付を受けようとするときは、大田区介護保険法施行規則(平成12年規則第89号。以下「区規則」という。)第13条第1項の規定の例により、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、介護保険償還払支給(不支給)決定通知書(総合事業)(別記第3号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第13条 高額介護予防サービス費相当事業費の支給を受けようとする事業対象者は、区規則第26条第1項の規定の例により、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、介護保険高額介護・介護予防サービス費支給(不支給)決定通知書(総合事業)(別記第4号様式)又は介護保険高額介護・介護予防サービス費支給決定通知書(総合事業)(別記第5号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第14条 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給を受けようとする事業対象者は、区規則第26条の2第1項の規定の例により、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、高額医療合算介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書(総合事業)(別記第6号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(苦情処理)

第15条 次の各号に掲げる者は、第1号事業を利用する事業対象者(以下「利用者」という。)及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該各号に掲げる対応を行うものとする。

(1) 事業実施者 第1号事業を実施するものとして、苦情を受ける窓口を設置し、日常的な苦情を受け付けるとともに、区又は国保連合会が行う調査等に協力し、区又は国保連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、区又は国保連合会の求めに応じて改善内容を報告する。

(2) 地域包括支援センター 介護予防ケアマネジメントを実施するものとして、苦情があった場合は、利用者、その家族、指定事業者等から事情を聴取し、苦情への対応を検討し、必要に応じ、利用者及びその家族へ国保連合会への苦情申し立てができる旨を説明し、当該苦情申し立てについての援助を行う。

(3) 区 第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該第1号事業支給費の支給を受ける者若しくは当該第1号事業支給費の支給に係る第1号事業を担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は区職員に質問若しくは照会をさせるものとする。

(秘密保持等)

第16条 総合事業に従事する者(以下この条において「従事者」という。)及び従事者であった者は、

正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業実施者は、当該事業所の従事者及び従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業実施者は、利用者の個人情報を用いる場合は当該者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(清潔保持及び健康管理)

第17条 事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業実施者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1号訪問事業を実施する事業実施者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 4 第1号通所事業を実施する指定事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 事業実施者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区、当該者の家族、当該者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 事業実施者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(研修の参加)

第19条 指定事業者は、区が指定する研修に参加しなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 区長は、関係する機関との連携を図り、総合事業による効果が期待される居宅要支援被保険者等の早期発見に努めるほか、当該被保険者等に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(サービス提供の記録・保管)

第21条 事業実施者は、第1号事業の実施に関する記録を作成することとし、これを利用者との契約終了後は2年間保管する。ただし、第1号事業支給費の請求に関する資料等については、5年間保管する。

(不当利得の徴収等)

第22条 区長は、偽りその他不正な手段により事業実施者等が第1号事業支給費、委託料、補助金等の支払を受けたときは、当該支払額の返還を求めるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 大田区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月31日付け27福高発第12731号区長決定）、大田区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成28年6月24日付け28福高発第10620号区長決定）及び大田区介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業支給費の額等を定める要綱（平成28年6月17日付け28福高発第10425号区長決定）は、平成30年3月31日限り廃止する。

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次の各号に掲げる規定は、同日後もなお効力を有する。

- (1) 第12条、第13条及び第14条の規定に基づき、同日までに支給の決定を受けている者
- (2) 第15条の規定に基づく苦情処理
- (3) 第16条の規定に基づく機密保持等
- (4) 第17条の規定に基づく清潔保持及び健康管理
- (5) 第18条の規定に基づく事故発生時の対応
- (6) 第21条の規定に基づく記録及び資料等の保管
- (7) 第22条の規定に基づく徴収

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第9条関係）

第1号訪問事業							
名称	利用時間	利用回数	利用期間	利用者負担額	費用単位数	算定単位	1単位当たりの単価
生活力アップサポート	30分～60分	原則上限週2回、 上限月9回	原則 1年間	介護予防給付の利用者負担額に準ずる。	基本316単位	1回につき	11.4円
					初回加算200単位	初回	

絆サポート	原則30分 (最長2時間)	原則上限週2回		30分 500円			
元気アップリハ	30分	原則上限週2回	原則6か月以内 (最長9か月)	1回につき400円			

第1号通所事業

名称	利用時間	利用回数	利用期間	利用者負担額	費用単位数	算定単位	1単位当たりの単価
はつらつ 体力アップサポート	2時間～ 5時間未満	原則上限週2回、 いきいき生活機能アップサポートと合算して、上限月9回	原則 1年間	介護予防給付の利用者負担額に準ずる。	基本390単位 ※ただし、定員超過の場合又は介護職員欠員の場合 390単位 ×70% (273単位)	1回につき	10.9円
					栄養改善加算150単位	1月につき	
					口腔機能向上加算150単位	1月につき	
いきいき生活機能アップサポート	5時間以上	原則上限週2回、 はつらつ体力アップサポートと合算して、上限月9回	原則 1年間	介護予防給付の利用者負担額に準ずる。	基本446単位 ※ただし、定員超過の場合又は介護職員欠員の場合 446単位 ×70% (312単位)	1回につき	10.9円

					栄養改善加算150単位	1月につき	
					口腔機能向上加算150単位	1月につき	

第1号介護予防支援事業

名称	摘要	費用単位数	算定単位	1単位あたりの単価
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	442単位	1月につき	11.4円
	ケアマネジメントC	442単位	1月につき	
	初回加算	300単位	初回	
	委託連携加算	300単位	初回	

一般介護予防事業

名称	内容	利用者負担額
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげる。	無料 ※一部実費負担あり
介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催、有識者等による講演会、相談会の開催、介護予防の基本的知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布を行う。	
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行う。	
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	

(表)

第1号様式(第2条関係)

(宛先)大田区長
以下の提出をもって、総合事業対象者として、被保険者証・負担割合証の発行を依頼します。
□基本チェックリスト □総合事業介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

基本チェックリスト

被保険者番号() 実施日(年 月 日)

氏名	男 女	生年月日	年	月	日
住所			電話		
No.	質問項目				回答(いずれかに○をお付け下さい)
1	バスや電車で1人で外出していますか				0. はい 1. いいえ
2	日用品の買物をしていますか				0. はい 1. いいえ
3	預貯金のおし入れをしていますか				0. はい 1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか				0. はい 1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか				0. はい 1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか				0. はい 1. いいえ
7	椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっていますか				0. はい 1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか				0. はい 1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか				1. はい 0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか				1. はい 0. いいえ
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか				1. はい 0. いいえ
12	身長	cm	体重	kg(BMI)	(注) 1. はい 0. いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか				1. はい 0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか				1. はい 0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか				1. はい 0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか				0. はい 1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか				1. はい 0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか				1. はい 0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか				0. はい 1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか				1. はい 0. いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない				1. はい 0. いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった				1. はい 0. いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる				1. はい 0. いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない				1. はい 0. いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする				1. はい 0. いいえ

(注)BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に「1. はい」とする。

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントの実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、利用者基本情報、アセスメントシートを、大田区、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

年 月 日 氏名

(裏)

事業対象者に該当する基準

① 別添1の質問項目No. 1～20までの20項目のうち10項目以上に該当	(複数の項目に支障)
② 別添1の質問項目No. 6～10までの5項目のうち3項目以上に該当	(運動機能の低下)
③ 別添1の質問項目No. 11～12の2項目の全てに該当	(低栄養状態)
④ 別添1の質問項目No. 13～15までの3項目のうち2項目以上に該当	(口腔機能の低下)
⑤ 別添1の質問項目No. 16に該当	(閉じこもり)
⑥ 別添1の質問項目No. 18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当	(認知機能の低下)
⑦ 別添1の質問項目No. 21～25までの5項目のうち2項目以上に該当	(うつ病の可能性)

(注)

この表における該当とは、基本チェックリストの回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

第2号様式(第7条関係)

■総合事業対象者用届出書

総合事業介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

被保険者氏名					被保険者番号				
フリガナ									
					生年月日			性別	
					年 月 日			男・女	
総合事業介護予防ケアマネジメントの作成を依頼(変更)する事業者									
介護予防事業者名及び事業所名					事業所の所在地				
					電話番号 ()				
					サービス開始年月日 (年 月 日)				
事業所番号					事業所を変更する場合の理由等				
					変更年月日 (年 月 日付)				
<p>(宛先)大田区長 上記の介護予防支援事業者に総合事業介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届け出ます。</p> <p>年 月 日 住所 被保険者氏名 電話番号 ()</p>									
保険者確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所番号							

※ 本人以外がご提出される場合には、次の欄も記入してください。

住所		電話番号 ()	
氏名		本人との関係	

備考

- この届出書は、総合事業介護予防ケアマネジメントの作成を依頼する事業所が決まり次第、速やかに大田区へ提出してください。
- 総合事業介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず大田区へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
- この届出は事業対象者のみ利用してください。要支援者は、予防給付に残るサービスを利用する可能性があるため、サービス開始時に総合事業のサービスのみを利用する場合も「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を利用してください。

第3号様式(第12条関係)

年 月 日

様

大田区長 (氏 名) 印

介護保険償還払支給(不支給)決定通知書(総合事業)

先に申請のありました給付費について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
受付年月日		決定年月日																		
サービス提供年月		本人支払額																		円
給付の種類																				
支給		支払金額																		円
不支給の理由																				

振込先	金融機関名	
	本支店名	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義人	

問合せ先(所在地) (担当部課係名) (電話番号)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として(訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第13条関係)

年 月 日

様

大田区長(氏名) 印

介護保険高額介護・介護予防サービス費支給(不支給)決定通知書(総合事業)

先に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日		決定年月日	
費用総額	円	提供年月	
給付の種類			
サービスの種類			

支給	
不支給・減額の理由	
支給決定額	
貸付領収額	
保険料控除額	
支給金額	

問合せ先(担当部課係名)(所在地)(電話番号)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として(訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第13条関係)

年 月 日

様

大田区長(氏名)印

介護保険高額介護・介護予防サービス費支給決定通知書(総合事業)

先に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

給付の種類		決定年月日	
対象年月		支給金額	円
対象年月		支給金額	円
対象年月		支給金額	円
対象年月		支給金額	円
対象年月		支給金額	円
対象年月		支給金額	円

金融機関	
支店名	
口座名義人	

なお、貴口座への入金は、上記通知日に送金予定です。

問合せ先(担当部課係名)

(電話番号)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として(訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式(第14条関係)

年 月 日

様

大田区長

(氏名) 印

高額医療合算介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書(総合事業)

先に申請のありました高額医療合算介護(予防)サービス費支給(不支給)について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
計算対象期間			
申請年月日		決定年月日	
計算対象期間中の自己負担額の合計額		支給額	
給付の種類			
不支給の理由			
備考			

支払方法			下記口座に口座払とする。			
金融機関		口座種目	口座番号		口座名義人	

問合せ先(所在地)(担当部課係名)(電話番号)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として(訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 第 1 号様式 (第 2 条関係)
- 第 2 号様式 (第 7 条関係)
- 第 3 号様式 (第 12 条関係)
- 第 4 号様式 (第 13 条関係)
- 第 5 号様式 (第 13 条関係)
- 第 6 号様式 (第 14 条関係)